

簡易水道事業特別會計予算

平成 27 年度 橋本市簡易水道事業特別会計予算

平成 27 年度橋本市の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 123,870 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 27 年 2 月 23 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国庫支出金		100,949
	1 国庫補助金	100,949
2 使用料及び手数料		2,988
	1 使用料	2,986
	2 手数料	2
3 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
4 繰入金		19,930
	1 一般会計繰入金	19,930
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		1
	1 市預金利子	1
歳入合計		123,870

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		121,976
	1 総 務 費	17,295
	2 管 理 費	3,732
	3 施設整備費	100,949
2 公 債 費		894
	1 公 債 費	894
3 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
合 計		123,870